

<p>委託契約書及び委託者に交付する書面の書式に係る条文番号 【現行】</p>	<p>委託契約書及び委託者に交付する書面の書式に係る条文番号 【改正】</p>
<p>建築士法第24条の5</p>	<p>建築士法第24条の6</p>

<p>建築設計・監理業務委託契約約款・業務委託書 【現行】</p> <p><契約約款> 第6条 [著作権の帰属] 成果物又は成果物を利用して完成した建築物(以下「本件建築物」という。)が著作物(著作権法第2条第1号)に該当する場合(以下著作物に該当する成果物を「著作成果物」、著作物に該当する本件建築物を「本件著作建築物」という。)、その著作権(著作者人格権を含む。以下「著作権」という。)は、乙に帰属する。</p> <p>第7条 [著作物の利用] 甲は、別段の定めのない限り、次の各号に掲げるとおり著作成果物を利用することができる。この場合において、乙は、甲以外の第三者に次の各号に掲げる著作成果物の利用をさせてはならない。 ①著作成果物を利用して建築物を1棟(著作成果物が2以上の構成を有する建築物の建築をその内容としているときは、各構成につき1棟ずつ)完成すること。 ②前号の目的及び本件著作建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で著作成果物を複製し、又は変形、翻案、改変その他修正をすること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>建築設計・監理業務委託契約約款・業務委託書 【改正】</p> <p><契約約款> 第6条 [著作権の帰属] 成果物又は成果物を利用して完成した建築物(以下「本件建築物」という。)が著作物(著作権法第2条第1項第1号)に該当する場合(以下著作物に該当する成果物を「著作成果物」、著作物に該当する本件建築物を「本件著作建築物」という。)、その著作権(著作者人格権を含む。以下「著作権」という。)は、乙に帰属する。</p> <p>第7条 [著作物の利用] 甲は、別段の定めのない限り、次の各号に掲げるとおり著作成果物を利用することができる。この場合において、乙は、甲以外の第三者に次の各号に掲げる著作成果物の利用をさせてはならない。 ①著作成果物を利用して建築物を1棟(著作成果物が2以上の構成を有する建築物の建築をその内容としているときは、各構成につき1棟ずつ)完成すること。 ②前号の目的(乙が甲に著作成果物を交付した後の甲の要求条件の変更、甲が承諾した施工者の代替提案(VE)その他の事由により生じる一切の変更に必要な設計業務を含む。)及び本件著作建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で著作成果物を複製し、又は変形、翻案、改変その他修正をすること。 2 (略)</p>
--	---

<p>建築設計・監理業務委託契約約款・業務委託書</p> <p style="text-align: right;">【現行】</p>	<p><業務委託書> Ⅲ. 監理業務 7. 条件変更による設計変更 701A 大規模の設計変更等 <設計業務と監理業務が一括して委託された場合> 委託者の要求条件の変更、もしくは施工者の代替提案 (VE) の検討等によって、実施設計を大幅に変更する必要がある場合、又は建築基準法第 6 条第 1 項後段による計画の変更が生じた場合、委託者は、この変更のために必要な設計業務を受託者に委託する。この場合、委託者と受託者は、約款に基づいて必要な協議を行う。</p> <p>701B 大規模の設計変更等 <設計業務と監理業務が分離して委託された場合> 委託者の要求条件の変更、もしくは施工者の代替提案 (VE) の検討等によって、実施設計を大幅に変更する必要がある場合、又は建築基準法第 6 条第 1 項後段による計画の変更を行う必要が生じた場合、その他702以外の設計変更を行う必要がある場合、委託者は、この変更のために必要な設計業務を受託者又は第三者 (設計図書の作成者を含む) に別途委託し、その変更の結果を受託者に示す。この場合、委託者と受託者は、業務の内容変更等につき、約款に基づいて必要な協議を行う。</p>
---	--

<p>建築設計・監理業務委託契約約款・業務委託書</p> <p style="text-align: right;">【改正】</p>	<p><業務委託書> Ⅲ. 監理業務 7. 条件変更による設計変更 701 大規模の設計変更等 <設計業務と監理業務が一括して委託された場合> 委託者の要求条件の変更、もしくは委託者が承諾した施工者の代替提案 (VE) の検討等によって、実施設計を大幅に変更する必要がある場合、又は建築基準法第 6 条第 1 項後段による計画の変更を行う必要が生じた場合、その他702以外の設計変更を行う必要が生じた場合、委託者は、この変更のために必要な設計業務を受託者に委託する。この場合、委託者と受託者は、約款に基づいて必要な協議を行う。</p> <p>701B ←全文削除</p>
---	---

四会連合協定 建築設計業務委託契約書・契約約款・業務委託書 新旧対照表

2007.06.20

委託契約書及び委託者に交付する書面の書式に係る条文章番号 【現行】	委託契約書及び委託者に交付する書面の書式に係る条文章番号 【改正】
建築士法第24条の 5	建築士法第24条の 6

建築設計業務委託契約約款・業務委託書 【現行】	建築設計業務委託契約約款・業務委託書 【改正】
<p><契約約款> 第7条〔著作物の利用〕 甲は、別段の定めのない限り、次の各号に掲げるとおり著作権成果物を利用することができる。この場合において、乙は、甲以外の第三者に次の各号に掲げる著作権成果物の利用をさせない。 ①著作権成果物を利用して建築物を1棟（著作権成果物が2以上の構成を有する建築物の建築をその内容としているときは、各構成につき1棟ずつ）完成すること。 ②前号の目的及び本件著作建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で著作成果物を複製し、又は変形、翻案、改変その他の修正をすること。 2 (略)</p> <p>第13条〔設計業務委託書等の追加・変更等〕 甲は、必要があると認めるときは、建築設計業務委託書、甲乙協議の内容、又はすでになした甲の指示に関して、乙に通知して、追加又は変更をすることができる。この場合において、乙は、甲に對し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間及び設計業務報酬の変更並びに乙が損害を受けるときはその賠償を請求することができる。</p>	<p><契約約款> 第7条〔著作物の利用〕 甲は、別段の定めのない限り、次の各号に掲げるとおり著作権成果物を利用することができる。この場合において、乙は、甲以外の第三者に次の各号に掲げる著作権成果物の利用をさせない。 ①著作権成果物を利用して建築物を1棟（著作権成果物が2以上の構成を有する建築物の建築をその内容としているときは、各構成につき1棟ずつ）完成すること。 ②前号の目的（第13条第2項、同条第3項又は同条第4項に定める変更に必要な設計業務を含む。）及び本件著作建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で著作成果物を複製し、又は変形、翻案、改変その他の修正をすること。 2 (略)</p> <p>第13条〔設計業務委託書等の追加・変更等〕 甲は、必要があると認めるときは、建築設計業務委託書、甲乙協議の内容、又はすでになした甲の指示に関して、乙に通知して、追加又は変更をすることができる。この場合において、乙は、甲に對し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間及び設計業務報酬の変更並びに乙が損害を受けるときはその賠償を請求することができる。</p>

建築設計業務委託契約約款・業務委託書

【現行】

- 2 設計業務のうち、監理業務の段階で最終的に確定することが予定されるものにつき、乙は、甲又は監理業務を受任しもしくは請け負った者の確定に委ねるものとし、その結果につき異議を述べない。
- 3 監理業務の段階において、成果物につき、工事費の変更を伴わない軽微な変更の必要が生じた場合、この変更に必要な設計業務につき、乙は、甲又はこの業務を受任し又は請け負った者の決定に委ねるものとし、その結果につき異議を述べない。
- 4 監理業務の段階において、前項以外の変更（建築基準法第6条第1項後段による計画の変更を含む）を行う必要が生じた場合、この変更に必要な設計業務につき、乙は、乙がこの業務を受任しもしくは請け負った場合を除き、甲又はこの業務を受任しもしくは請け負った者の決定に委ねるものとし、その結果につき異議を述べない。

<業務委託書>

2. 実施設計業務
 - 201 建設意図と要求条件の確認
 3. 監理業務の段階において設計業務が必要となる場合の措置
 - ①設計業務のうち、工事材料・設備機器及び仕上見本など監理業務の段階で最終的に確定することが予定されるものにつき、委託者又は監理業務の受託者の確定に委ねるものとする。
 - ②監理業務の段階において、委託者の要求条件の変更、もしくは施工者の代替案（VE）の検討等によって、実施設計を大幅に変更する必要がある場合、又は建築基準法第6条第1項後段による計画の変更を行う必要が生じた場合、この変更に必要な設計業務につき、委託者又はこの業務を受任した場合、委託者又はこの業務の決定に委ねるものとする。

建築設計業務委託契約約款・業務委託書

【改正】

- 2 設計業務のうち、監理業務の段階で最終的に確定することが予定されるものにつき、乙は、甲又は監理業務を受任しもしくは請け負った者の確定に委ねるものとし、その結果につき異議を述べない。
- 3 監理業務の段階において、成果物につき、工事費の変更を伴わない軽微な変更の必要が生じた場合、この変更に必要な設計業務につき、乙は、甲又はこの業務を受任し又は請け負った者の決定に委ねるものとし、その結果につき異議を述べない。
- 4 監理業務の段階において、前項以外の変更（建築基準法第6条第1項後段による計画の変更を含む）を行う必要が生じた場合、この変更に必要な設計業務につき、乙は、乙がこの業務を受任しもしくは請け負った場合を除き、甲又はこの業務を受任しもしくは請け負った者の決定に委ねるものとし、その結果につき異議を述べない。
- 5 第2項、第3項又は前項において変更に必要な設計業務が乙以外の方にありなされた場合、乙は、当該業務の内容につき、一切の責任を負わない。

<業務委託書>

2. 実施設計業務
 - 201 建設意図と要求条件の確認
 3. 監理業務の段階において設計業務が必要となる場合の措置
 - ①設計業務のうち、工事材料・設備機器及び仕上見本など監理業務の段階で最終的に確定することが予定されるものにつき、委託者又は監理業務の受託者の確定に委ねるものとする。
 - ②監理業務の段階において、委託者の要求条件の変更、もしくは施工者の代替案（VE）の検討等によって、実施設計を大幅に変更する必要がある場合、又は建築基準法第6条第1項後段による計画の変更を行う必要が生じた場合、この変更に必要な設計業務につき、委託者は、自らこの業務を受託した場合を除き、委託者又はこの業務の決定に委ねるものとする。

四会連合協定 建築監理業務委託契約書・契約約款・業務委託書 新旧対照表

2007.06.20

委託契約書及び委託者に交付する書面の書式に係る条文番号 【現行】	委託契約書及び委託者に交付する書面の書式に係る条文番号 【改正】
建築士法第24条の 5	建築士法第24条の 6

<p>建築監理業務委託書 【現行】</p> <p>Ⅲ. 監理業務 3. 設計意図を施工者に正確に伝えるための業務等 301 施工者との打合せ及び図面等の作成 1. 設計意図を正確に施工者に伝えるために、施工者と打合せ、必要に応じて説明図等を作成して、施工者に交付する。 2. 必要に応じて設計図書に基づいて詳細図等を作成し、工程表に基づき施工者が工事を円滑に遂行するため必要な時期に、施工者に交付する。</p>	<p>建築監理業務委託書 【改正】</p> <p>Ⅲ. 監理業務 3. 設計意図及び設計内容を施工者に正確に伝えるための業務等 301 施工者との打合せ及び図面等の作成 1. 設計意図及び設計内容を正確に施工者に伝えるために、施工者と打合せ、必要に応じて説明図等を作成して、施工者に交付する。 2. 設計図書にもとづいて設計図書の作成者が作成した詳細図等を、工程表にもとづき施工者が工事を円滑に遂行するため必要な時期に、施工者に交付する。 3. 第1項又は前項において交付ができない場合には、理由を付して委託者にその旨を報告する。</p>
<p>Ⅲ. 監理業務 302 施工者との協議等 1. 工事請負契約に定められている場合のほか、工事について委託者と施工者間で通知又は協議を行う場合、適切な業務を行うため、原則として、通知は受託者を通じて、協議は受託者が参加して行う。 2. 工事請負契約に定められた指示・検査・試験・立会い・確認・審査・承認・意見・協議等を行い、又施工者がこれらを求めたときは、速やかにこれに応じる。</p>	<p>Ⅲ. 監理業務 302の内容をⅢ. 監理業務の「1. 監理業務方針の協議等」に移行し103、104、105を新設。 1. 監理業務方針の協議等 101 監理業務方針の協議 監理業務の着手に先立って、速やかにその方針について委託者と協議する。 102 監理方法の変更 監理業務の着手にあたり、又は監理業務の遂行中、設計図書に定められた監理方法に変更の必要が生じた場合、委託者と受託者は、約款に</p>

<p style="text-align: center;">建築監理業務委託書 【現行】</p>	<p>Ⅲ. 監理業務</p> <p>1. 監理業務方針の協議等</p> <p>101 監理業務方針の協議 監理業務の着手に先立って、速やかにその方針について委託者と協議する。</p> <p>102 監理方法の変更 監理業務の着手にあたり、又は監理業務の遂行中、設計図書に定めた監理方法に変更の必要が生じた場合、委託者と受託者は、約款に基づいて協議を行う。この場合において、委託者は変更した監理方法を施工者に通知する。</p>
---	--

<p style="text-align: center;">建築監理業務委託書 【改正】</p>	<p>基づいて協議を行う。この場合において、委託者は変更した監理方法を施工者に通知する。</p> <p>103 監理業務の担当者の通知 監理業務の着手に先立って、監理業務の担当者の氏名および担当業務を書面をもって委託者を通じて通知する。</p> <p>104 協議の書面主義 監理業務における、受託者の施工者に対する指示・確認・承認などは原則として書面による。</p> <p>105 施工者との協議等</p> <p>1. 工事請負契約に定められている場合のほか、工事について委託者と施工者間で通知又は協議を行う場合、適切な業務を行うため、原則として、通知は受託者を通じて、協議は受託者が参加して行う。</p> <p>2. 工事請負契約に定められた指示・検査・試験・立会い・確認・審査・承認・意見・協議等を行い、又施工者がこれらを求めたときは、速やかにこれに応じる。</p> <p>Ⅲ. 監理業務</p> <p>402 工事材料・建築設備の機器及び仕上見本等の検討・承認</p> <p>1. 設計図書の定めにより施工者が提出する工事材料・建築設備の機器及び仕上見本等につき指示し、提出された工事材料・建築設備の機器及び仕上見本等が設計図書の内容に適合しているか否かを検討する。</p> <p>2. 前項の検討の結果、適合していると認められる場合には、施工者に対して適合している旨通知する。ただし、設計図書において委託者の承認を要すると定められたものについては、委託者の承認を経たのち通知する。</p> <p>3. 第1項の検討の結果、適合していないと認められる場合には、施工者に対して修正を求める。</p> <p>4. 前項において、施工者が工事材料・建築設備の機器及び仕上見本等を再度提出する場合、第1項～第3項の規定を準用する。</p>
---	---

<p>建築監理業務委託書 【現行】</p>	<p>Ⅲ．監理業務</p> <p>6．工事の確認及び報告</p> <p>601 工事と設計図書・工事請負契約との合致の確認・報告</p> <p>1．施工者の行う工事が設計図書及びその他工事請負契約の内容に適合しているか否かにつき、設計図書の定めるところにより（102 によって監理方法を変更したときは、その変更内容を含む。以下同様とする。）、目視による確認、施工者から提出される品質管理記録の確認など、確認対象工事に応じた合理的方法に基づき確認を行う。</p> <p>Ⅲ．監理業務</p> <p>7．条件変更による設計変更</p> <p>701A 大規模の設計変更等<設計業務と監理業務が一括して委託された場合></p> <p>委託者の要求条件の変更、もしくは施工者の代替提案（VE）の検討等によって、実施設計を大幅に変更する必要がある場合、又は建築基準法第6条第1項後段による計画の変更を行う必要がある場合、その他702以外の設計変更を行う必要がある場合、委託者は、この変更のために必要な設計業務を受託者に委託する。この</p>
---------------------------	---

<p>建築監理業務委託書 【改正】</p>	<p><403（新設）オペレーション業務></p> <p>※403 支給材料・貸与品の検査等</p> <p>1．委託者が施工者に支給する工事材料・建築設備の機器（以下「支給材料」という。）または貸与品（いずれも委託者の負担と責任で行う検査又は試験に合格したものとす。）について、当該検査又は試験の合格記録の内容が設計図書の内容に適合するか否かの検討を行い、その結果を委託者に報告する。</p> <p>2．前項の検討の結果、使用することが適当でないと認められる場合には、委託者に対して使用しないことを求める。</p> <p>3．支給材料の使用方法について、設計図書に別段の定めがない場合、委託者と協議し、結果を施工者に指示する。</p> <p>Ⅲ．監理業務</p> <p>6．工事の確認及び報告</p> <p>601 工事と設計図書・工事請負契約との合致の確認・報告</p> <p>1．監理業務にあたっては、施工者の行う工事が設計図書及びその他工事請負契約の内容に適合しているか否かにつき、設計図書に定めのある（102 によって監理方法を変更したときは、その変更内容を含む。以下同様とする。）ほか、目視による確認、抽出による確認、施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法に基づき確認を行う。</p> <p>Ⅲ．監理業務</p> <p>7．条件変更による設計変更</p> <p>701A ←全文削除。</p> <p>701 大規模の設計変更等<設計業務と監理業務が分離して委託された場合></p> <p>委託者の要求条件の変更、もしくは委託者が承諾した施工者の代替提案（VE）等によって、実施設計を大幅に変更する必要がある場合、又は建築基準法第6条第1項後段による計画の変更を行う</p>
---------------------------	--

<p style="text-align: center;">建築監理業務委託書 【改正】</p>	<p>必要が生じた場合、その他702以外の設計変更を行う必要が生じた場合、委託者は、この変更のために必要な設計業務を設計図書作成者、受託者又は第三者に別途委託し、その変更の結果を受託者に示す。この場合、委託者と受託者は、業務の内容変更等につき、約款に基づいて必要な協議を行う。</p>
<p style="text-align: center;">建築監理業務委託書 【現行】</p>	<p>場合、委託者と受託者は、約款に基づいて必要な協議を行う。 701B 大規模の設計変更等<設計業務と監理業務が分離して委託された場合> 委託者の要求条件の変更、もしくは施工者の代替提案（VE）の検討等によって、実施設計を大幅に変更する必要がある場合、又は建築基準法第6条第1項後段による計画の変更を行う必要が生じた場合、その他702以外の設計変更を行う必要が生じた場合、委託者は、この変更のために必要な設計業務を受託者又は第三者（設計図書の作成者を含む）に別途委託し、その変更の結果を受託者に示す。この場合、委託者と受託者は、業務の内容変更等につき、約款に基づいて必要な協議を行う。</p>